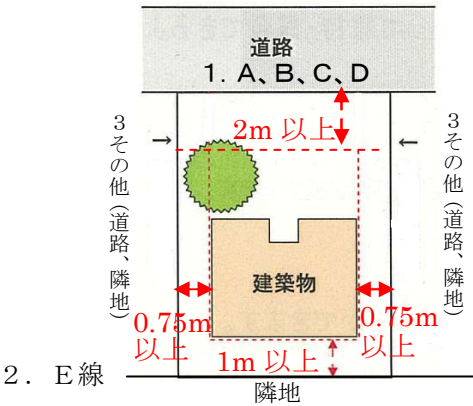
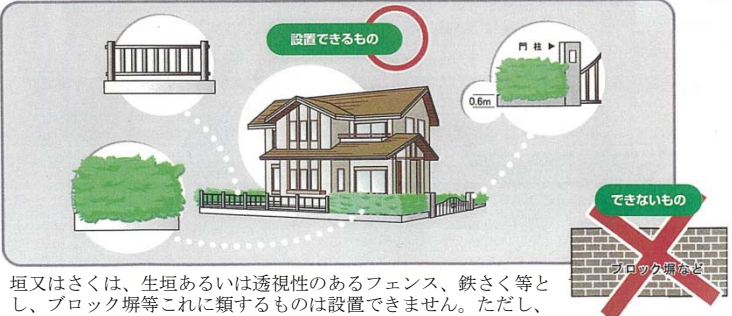


さつきが丘地区 地区計画

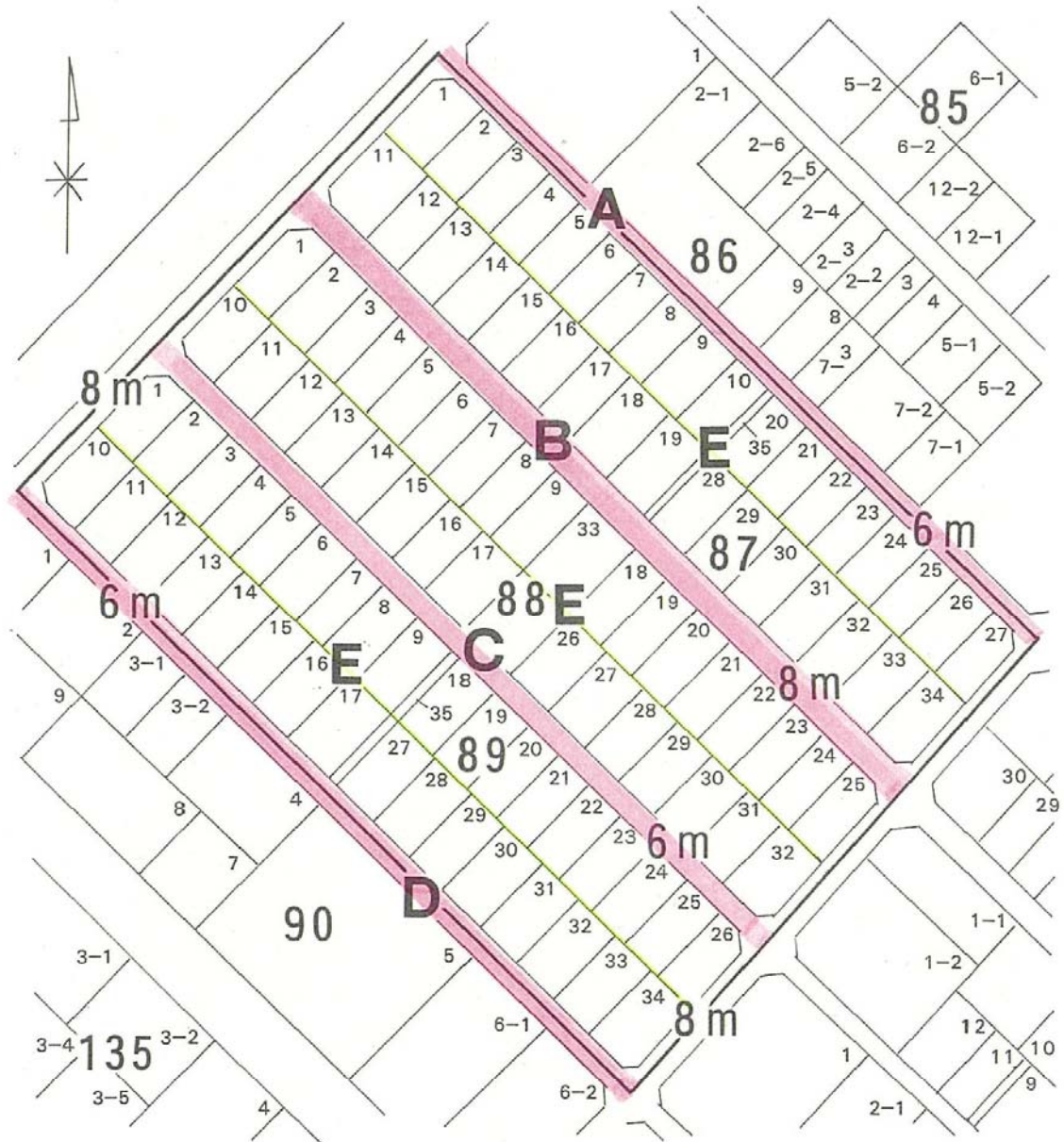
地区の概要

この地区は、①建築物等の用途の制限、②建築物の敷地面積の最低限度、③建築物の高さの最高限度、④建築物の壁面の位置の制限、⑤垣又はさくの構造の制限、⑥建築物の意匠の制限を定めています。

地区計画のルール

①建築物等の用途の制限	
次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 専用住宅（一戸建て） 2 一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の3第1号又は第6号に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が25㎡を超えるものを除く。） 3 公益上必要な建築物で建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（い）項第9号に掲げるもの 4 前各号の建築物に附属するもの	
②建築物の敷地面積の最低限度	230㎡
③建築物の高さの最高限度	
④建築物の壁面の位置の制限 1 A、B、C、Dの道路境界線から建築物の外壁等までの距離は、2メートル以上 2 隣地境界線E線から外壁等までの距離は、1メートル以上 3 1、2以外の敷地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上	
⑤垣又はさくの構造の制限	 垣又はさくは、生垣あるいは透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置できません。ただし、フェンス類の基礎でブロック等これに類するものが高さ0.6m以下のもの、門柱については設置することができます。
⑥建築物の意匠の制限	屋根及び壁の色彩は、健全な住宅地にふさわしいもの

さつきが丘地区 計画図



建築物の壁面の位置の制限

1	道路境界線A, B, C, Dより	2	メートル以上
2	隣地境界線Eより	1	メートル以上
3	その他		0.75メートル以上